

令和6年5月20日
資料提供

問い合わせ先
環境管理課 企画指導班
宮尾、野中（内線2687）
（直通）073-441-2688

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づく 太陽光発電事業計画（橋本市小峰台）の縦覧及び意見募集について

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、下記のとおり太陽光発電事業計画等を縦覧します。縦覧期間中において、利害関係を有する方は、環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から意見を提出することができます。

記

1 太陽光発電事業の概要

	事業者	南海電気鉄道株式会社
事業1	事業の名称	小峰台①太陽光発電所
	事業区域の所在地	橋本市小峰台二丁目3番
	事業の規模	1,666.5kW (20,685.61 m ²)
事業2	事業の名称	小峰台②太陽光発電所
	事業区域の所在地	橋本市小峰台二丁目6番7、8
	事業の規模	1,999.8kW (34,235.27 m ²)

2 縦覧及び意見募集期間

令和6年5月20日（月）から同年6月20日（木）まで

3 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境管理課（県庁本館4階） 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL：073-441-2688	9:00～17:45	土、日、祝日
橋本市役所 生活環境課（本庁1階） 橋本市東家一丁目1番1号 TEL：0736-33-6100	8:30～17:15	

4 意見提出方法

意見提出方法	提出先等
直接提出 （縦覧可能な日時のみ）	①和歌山県庁 環境管理課 ②橋本市役所 生活環境課
郵送	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁 環境管理課（当日必着）
FAX	073-441-2687（県環境管理課）
電子メール	e0321001@pref.wakayama.lg.jp（県環境管理課）

各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境管理課のホームページから意見書用紙のダウンロードができます。

（注）今回、以下に示す2つの太陽光発電事業に関し、同時に縦覧を実施しています。意見書の提出にあたっては、どの計画に対する意見であるかを明確にして

ください。

事業1：「小峰台①太陽光発電所」

事業2：「小峰台②太陽光発電所」

5 事業計画等の公表

太陽光発電事業の計画等については、下記のとおり事業者により公表されています。

計画概要：

https://www.nankai.co.jp/sustainability/materiality/06environment/climate_change#ominedai

計画書一式：伊都振興局健康福祉部（橋本市高野口町名古屋 927）

6 その他

下記ホームページにて、公告の内容や条例の詳細を確認することができます。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（和歌山県環境管理課）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/taiyokojorei/gaiyo.html>